静岡市海づり公園指定管理者募集　質問内容及び回答

令和８年１１月１９日　静岡市ＢＸ推進課

番号	区分	ページ	項目	質問事項	回答	備考
1	01_募集要項	2	6　申請に関する書類	事業計画書は様式の記載枠をそのまま使用する必要があるか。	記載枠は、項目に対する内容を記載するために便宜的に記載しているものであり、書類の題名（静岡市清水港海づり公園事業計画書）が正確に記載され、項目が網羅されており、分かりやすい内容となっていれば、要旨の余白を調整し記載枠を大きくすることや、フォントの種類・大きさを変更すること、別紙を用いることに制限はありません。	
2	01_募集要項	2	6　申請に関する書類	仕様書P１４「６指定管理指定管理経費」に指定管理料スライド制度が記載されているが、収支予算書には当該制度を適用した指定管理料の変更を見込んで収支を記載すればよいか。	収支予算書には指定管理料スライド制度を適用した指定管理料の変更を見込まずに、収支を記載してください。	
3	01_募集要項	2	6　申請に関する書類	仕様書P３「２　指定管理業務の内容」に海づりの普及啓発に係る事業として、年１２回以上の海づり教室を実施とあるが、この事業は収支予算書上「指定管理業務の収支」となるのか。	お見込みのとおりです。	
4	01_募集要項	2	6　申請に関する書類	事業計画書（様式第5号）の作成にあたり、本施設の運営や新興津地区の活用が位置づけられている市の最上位・個別計画（第5次静岡市総合計画、静岡市観光基本計画、駿河湾・海洋DX先端拠点化計画など）で特に重視すべき施策があればご教示ください。（募集要項 6(1)イ）	市の各計画をご確認いただき、応募者のご判断にてご提案下さい。	
5	01_募集要項	2	6　申請に関する書類	（1）（エ）「市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書」につきおおしえください。 ・市税につきまして→法人市民税・固定資産税などの市税全般（弊社の場合:大阪市）の納税済額の証明書でよいでしょうか。 ・法人税、消費税及び地方消費税につきまして→その1（納付すべき税額　納付済額　未納税額）でよろしいでしょうか。 ・弊社は9月決算となっており、11月下旬の申請書類ご提出のタイミングにおきまして、新年度の納税直後になります。提出時点で発行可能な前年度分の納税証明書でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
6	01_募集要項	2	6　申請に関する書類	提出書類の「静岡市清水港海づり公園指定管理者指定申請書」に 社印（丸印等）の押印は必要でしょうか。	不要です。	
7	01_募集要項	2	6　申請に関する書類	（1）（エ）「市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書」につきおおしえください。 弊社は大阪府大阪市本社であり、静岡県及び静岡市には拠点（支店・営業所・運営管理施設など）はございません。 よって静岡県及び静岡市に対しまして納税はございません。その場合、静岡県及び静岡市に関します市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書は不要であると理解してよろしいでしょうか。 ※大阪市に関します納税証明書は提出いたします。	お見込みのとおりです。	
8	01_募集要項	2	6　申請に関する書類	（1）（オ）「管理に係る従事（予定）者等の名簿」の提出が必要であると記載されていますが、通常、指定管理者選定後の採用が一般的と考えます。よって申請時は本社人員（担当者等）の名簿の提出でよろしいでしょうか。	「管理に係る従事（予定）者等の名簿」ですが、提案書提出時点で従事（予定）者が未定の箇所については、「採用予定」等を記載していただき、ご提案頂く体制や人員配置がわかるような記載としてください。	
9	01_募集要項	4	7　審査及び選定に関する事項	プロポーザル審査でプレゼンテーションを行うとあるが、資料は申請時に提出する事業計画書と別のものでよいか、同一のもので説明するのか。	申請時に提出する事業計画書でプレゼンテーションいただきます。	
10	01_募集要項	4	7　審査及び選定に関する事項	プロポーザル審査でプレゼンテーションを行うとあるが、プロジェクター等の使用は可能か。	スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル、電源ケーブルは会場に備え付けたものが利用可能です。その他必要となるPCや通信環境等はご持参・ご構築ください。	
11	02_仕様書	1	1　施設の設置目的・運営方針	5年後の年間利用者数の計算式にある「平日」「休日」の定義について、夏休み等の期間に関わらず、平日は「祝日を除く月～金曜日」、休日は「土日・祝日・振替休日」を指すという認識でよいでしょうか。（仕様書 1(3)）	試算のために設定した条件としては、お見込みのとおりです。	
12	02_仕様書	1	2　指定管理業務の内容	静岡県所管の無料駐車場・階段や、今後整備される人工海浜・交流施設等との日常的な管理・清掃・安全確認の役割分担について、現時点で決まっている事項があればご教示ください。（仕様書 2(1)オ、2(2)カ⑤、別紙1）	仕様書の記載以外に決まっている事項はありません。	
13	02_仕様書	1	2　指定管理業務の内容	将来的に駐車料金を設定する可能性はありますか。また、混雑対策や財源確保のため、指定管理者の自主事業として駐車場を有料化することや、一部をイベント会場・キッチンカー出店スペースとして一時利用することは可能でしょうか。（仕様書 2(1)オ、8(3)、別紙1）	駐車場の管理は静岡県が行っているため、ご質問の内容を自主事業として実施する場合には、指定管理者が静岡県へ問い合わせていただく必要があります。	
14	02_仕様書	2	2　指定管理業務の内容	釣り方（仕掛けやロッドの長さなど）の制限やルールは、指定管理者側で設定してよいでしょうか。	ご提案頂くことは可能ですが、漁業権の関係等、清水漁業協同組合等との調整が必要な事項があるため、市と指定管理者との協議の上設定することを想定しています。	
15	02_仕様書	2	2　指定管理業務の内容	貴市として禁止している魚種、漁具、釣り方法はありますか。	静岡県ホームページ「海面における遊漁のルールについて（https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/suisan/suisanshigen/1047550/1028113.html）」に記載されている内容のとおりとなります。 なお、現時点での市の考え方について、市のホームページ等で提供している静岡市清水港海づり公園のルール「海づり公園利用にあたって（https://www.city.shizuoka.lg.jp/s7524/s013047.html）」をご参照下さい。	
16	02_仕様書	3	2　指定管理業務の内容	海づりの普及啓発に係る事業として、年１２回以上の海づり教室を実施とあるが、各月１回以上の実施が必要か。冬季は釣果が期待しづらく、気温も低いため、他の時期に実施してもよいか。	年１２回以上の実施であれば、各月実施する必要はありません。ただし、気候や釣果が想定される魚種等に配慮し、海づりの普及啓発となるよう計画的な開催をお願いします。	
17	02_仕様書	3	2　指定管理業務の内容	海づり教室を実施する際、参加者と一般の利用者を区分するため、桟橋内に海づり教室参加者のみの利用スペースを設けてもよいか。	指定管理業務として実施する海づり教室開催に際しては、安全利用のために利用スペースを区分することは可能です。自主事業として同様の事業を実施する場合は、市との協議が必要です。	

番号	区分	ページ	項目	質問事項	回答	備考
18	02_仕様書	3	2　指定管理業務の内容	安全管理に関する業務で、閉園措置の記述があるが、閉円する際には事前に市との協議が必要となるのか。	仕様書Ｐ13「④その他の災害への対応及び閉園措置」に記載のとおり、指定管理者の判断により閉園が可能ですが、閉園又は利用制限した場合、市へ遅滞なく報告をお願いしています。また、指定管理の事業開始前に、指定管理者と市で協議の上「利用の制限」の基準を定める必要があることから、指定管理者との協定締結時に下記の様に仕様書Ｐ13「④その他の災害への対応及び閉園措置」を修正します。 「④　その他の災害への対応および閉園措置 その他の災害又は重大な事故等により、利用者の安全確保が困難と判断される場合は、別途市と指定管理者が協議の上定める「天候悪化等の災害発生時又はその恐れのある事象発生時等における利用制限等の安全管理基準」に基づき、速やかに利用者を安全な場所へ避難誘導または退園させ、安全を確認した上で施設を閉園すること。また、閉園又は利用制限を実施した場合は、ホームページ、SNS、施設掲示等を活用して速やかに利用者へ周知するとともに、市へ遅滞なく報告すること。なお、閉園後は施設及び設備の安全確認を行い、安全が確保されたことを確認した後に開園すること。」	指定管理者との協定締結時に仕様書修正
19	02_仕様書	4	2　指定管理業務の内容	2年目以降の人員配置について、初年度の実績をもとに季節ごとに人員の増減をさせることは可能でしょうか。（仕様書 2(2)オ①）	人員数は市が必要最低限と考えている基準となりますので、年度ごと更新する協定締結の協議により、協定書内の事業計画書に位置付けることで、人員の増減は可能です。	
20	02_仕様書	5	2　指定管理業務の内容	12月～2月における午後営業の開始時間が「12：00～」となっていますが、他の月と同様に「12：30～」と理解してよろしいでしょうか？	ご指摘の通りですので、指定管理者との協定締結時に仕様書を修正します。	
21	02_仕様書	5	2　指定管理業務の内容	管理棟に2ポスト以上存在する月については、事務所および売店で入場券を販売することを想定いたします。一方、管理棟が1ポスト配置の時期については売店での入場券販売に集約しても宜しいでしょうか（事務所・売店両方での販売を前提となりますと、2ポストの配置が必要となります）？	４月から１１月の期間での管理棟業務への２名配置は、開園直後等受付が混雑することを想定したものです。その上で、管理棟内部の機能の集約等、運営に係る人員配置は、来場者の利便性を考慮した最適な方法をご提案ください。	
22	02_仕様書	6	2　指定管理業務の内容	管理棟内で年次点検が必要となる設備および点検項目を教えてください。（仕様書 2(2)カ③、別表1）	浄化槽設備については、浄化槽法に基づく法定点検と保守点検になります。消防用設備（消火器）については、指定管理者にて消火器を設置した場合、消防法に基づく機器点検が必要となります。電気設備（管理棟に付随するもの）については、現在対象となる機器は設置していませんが、指定管理者が該当する電気機器を設置する場合には、設置機器の種別等に応じ、、電気事業法等に基づく点検が必要となります。 なお、点検項目については、各法令をご確認の上実施して下さい。	
23	02_仕様書	10	2　指定管理業務の内容	車いすや補助犬を伴う方の利用に制限はないという認識でよいでしょうか。また、ベビーカーの利用についても制限はありませんか。（仕様書 2(10)）	静岡市清水港海づり公園条例第７条では、利用の不許可の要件として下記を規定※しています。 ただし、利用者の安全が確保出来ないと指定管理者が判断する場合には、第５号の規定により利用を不許可とすることも考えられます。 ※参考：静岡市清水港海づり公園条例第７条 （桟橋の利用の不許可） 第７条　指定管理者は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、桟橋の利用を許可しないことができる。 （１）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 （２）泥酔その他桟橋を安全に利用できない状態であると認めるとき。 （３）救命胴衣の着用を拒否したとき。 （４）桟橋の管理上支障があると認めるとき。 （５）前各号に掲げる場合のほか、その利用を不適当と認めるとき。	
24	02_仕様書	11	4　管理の基準等	夏季における半夜釣り（18:00～21:00前後）や早朝開園の試験開催など、営業時間最適化に向けた協議は可能でしょうか。可能な場合、安全管理上の追加要件（夜間照明の有無、転落防止対策・配置人員基準等）や光熱水費の精算対象への含み方もご教示ください。（仕様書 4(1)、7）	営業時間の拡大等について、試行を含めてご提案頂くことは可能です。その際には、自主事業で実施頂くことを前提とするため、指定管理業務の精算対象にはなりません。なお、自主事業実施の際の安全管理については、実施前に市と協議して頂く必要があります。	
25	02_仕様書	11	4　管理の基準等	対象魚に枯渇傾向が見られた場合、持続可能な資源保護の観点から「施設閉鎖期間の設定や営業時間調整」を行うことを貴市として検討・協議する余地はありますか。	海づり公園の開園と対象魚の枯渇傾向に因果関係が認められる場合には、検討・協議する可能性はあると考えていますが、現時点では想定していません。	
26	02_仕様書	14	6　指定管理経費	指定管理者が収入する利用料金の見込み額が記載されているが、収入が見込み額を上回った場合はどうなるのか。	指定管理者が収入する利用料金は、すべて指定管理者の収入となります。	
27	02_仕様書	14	6　指定管理経費	指定管理料上限額（8,921千円）の算定にあたり控除された利用料金見込額（24,547千円）について、差し支えない範囲で算出前提（年齢区分別の利用者構成比や延長利用の想定割合など）をご教示いただけますでしょうか。（仕様書 1(3)、6(1)）	利用料金見込み額は、利用人数×単価で試算しています。試算の条件は、①利用者構成率として大人８割・子ども２割を想定、②延長利用は考慮しない、③利用人数は、「本施設の暫定運営の状況」と「類似施設の規模や実績等を参考に月別の利用増減を加味して推計、としました。	
28	02_仕様書	14	6　指定管理経費	経費別積算額と総経費（指定管理料と各収入の合計）の差額である約1,311千円の内訳を教えてください。（仕様書 6(1)、6(2)）	市の積算の考え方は、以下の通りとなっています。ご参考ください。 A　総経費　33,202＝31,102（仕様書Ｐ15<経費別積算額>の合計）＋1,600（仕様書Ｐ16光熱水費及び燃料費）＋500（仕様書Ｐ16 キャッシュレス手数料） B　総収入　25,082＝24,547（仕様書Ｐ14利用料金見込額）＋545（仕様書p14事業収入見込額） 指定管理料上限額（仕様書Ｐ14）8,921＝8,110（上記A-B）×1.1（指定管理業務委託に係る消費税率）	

番号	区分	ページ	項目	質問事項	回答	備考
29	02_仕様書	14	6　指定管理経費	キャッシュレス手数料（500千円）および修繕費（500千円）は、6(2)「経費別積算額」のどの経費区分に含まれますか。また、修繕費用が基準額を上回った場合は、2(2)カ①の記載どおり「市と協議の上、対応を決定する」という理解でよろしいでしょうか。（仕様書 2(2)カ①、6(2)、6(8)イ・ウ）	キャッシュレス手数料及び修繕費はＰ16「（８）精算項目」に含まれるため、仕様書Ｐ15「経費別積算額」の精算区分には含まれません。 後段部分については、お見込みのとおりです。	
30	02_仕様書	15	6　指定管理経費	「指定期間中の指定管理料の額は初年度の額を基本とする」とありますが、立ち上がり期の利用者数や初期経費の変動を踏まえ、単年度ごとに異なる指定管理料を提案することは可能でしょうか。あるいは、5年間同額（均一）で提案する必要がありますでしょうか。（仕様書 6(3)）	指定管理料は、５年間同額（均一）でご提案下さい。	
31	02_仕様書	15	6　指定管理経費	回数券、期間券の発行や、釣り教室・周辺観光施設等と連動したセット割引・特典企画の導入は可能でしょうか。条例上限額の範囲内であれば、販売価格や有効期限（指定期間内に限る等）は柔軟に設定可能か、また未利用分（前受金）の精算・帰属基準があればご教示ください。（仕様書 2(2)ア②、6(6)、7）	回数券、期間券の発行や、セット割引・特典企画の導入検討は可能と考えられるものの、運用方法や具体の金額根拠や精算方法等についての調整が必要なため、ご提案を受け市と指定管理者と協議することを想定しています。	
32	02_仕様書	15	6　指定管理経費	初心者釣り教室の参加費（収入想定額）について、金額を変更する余地はありますか。また、初心者向け以外の釣り教室については、貴市と協議のうえ自主事業として開催してよろしいでしょうか。（仕様書 6(4)ウ、7）	初心者釣り教室は、海づりの普及啓発に係る事業であることから、その趣旨に資する金額をご提案頂いたうえで、市と指定管理者との協議を想定しています。また、初心者向け以外の釣り教室については、自主事業として市と協議のうえ開催いただくことは可能です。	
33	02_仕様書	15	6　指定管理経費	初心者向けの釣り教室について、12回の実施が「想定」として記載されておりますが、例えば大規模な教室イベントを２回、小規模なイベントを8回等に設定し総参加人数として600人を目指すことでも宜しいでしょうか（冬季等は実施が難しいことも想定されることと、一度に大人数での教室を行うことには安全上の問題や一般利用者からの苦情にも懸念があるため）？	お見込みのとおりです。仕様書Ｐ３「イ②海づりの普及啓発に係る事業」で、年１２回以上実施することを定めており、「いつ」「どのような内容で」といった事項はご提案頂くこととなります。	
34	02_仕様書	16	6　指定管理経費	精算項目にキャッシュレス決済手数料の精算があるが、指定管理業務と自主事業どちらもキャッシュレス決済とした場合、決済手数料は指定管理業務分のみ精算対象となるとの理解でよいか。その場合、キャッシュレス決済手数料の支払額を、あらかじめ指定管理業務と自主事業で区分する必要があるとの認識でよいか。	お見込みのとおりです。	
35	02_仕様書	17	7　追加提案	エサ販売や釣具レンタルなどの自主事業による収入は、すべて指定管理者の収入という認識でよいでしょうか。（仕様書 6(10)、7）	お見込みのとおりです。	
36	02_仕様書	17	7　追加提案	管理棟（約83㎡）の事務室・受付スペースの一部を活用して物販・レンタルカウンターを設置することや、管理棟以外にコンテナ等の設備を指定管理者の費用負担で設置することは可能でしょうか。また、その場合「8(3)目的外使用許可」の申請と使用料の納付は必要となりますでしょうか。（仕様書 2(1)ウ、7、8(3)）	追加の設備設置や内部のレイアウト変更についての提案は可能ですが、市と指定管理者の協議が必要です。なお、自主事業に用いるスペースについては、目的外使用の申請及び使用料の納付が必要となります。	
37	02_仕様書	17	7　追加提案	本施設付近の未利用地や岸壁背後地、指定管理区域内の管理棟周辺スペースについて、貴市との協議によりキッチンカーの出店や新たな事業・サービスに活用することは可能ですか。可能な場合、目的外使用許可等の手続きや保健所・消防への届出以外の制限事項（火気使用の可否、給排水・電源の確保条件など）があればご教示ください。（仕様書 7、8(3)、別紙1）	指定管理施設外で行う提案については、静岡県等の当該地の管理者と協議が必要です。指定管理施設内は、ご提案内容について市と指定管理者で協議することとなります。制限事項については、一般的にキッチンカーや出店を公共の場で行う際に課される制限と同等の制限が想定されますが、給配水・電源等は管理棟での利用を前提とした整備をしているため、独自に確保していただく必要があります。	
38	02_仕様書	17	7　追加提案	売店運営やキッチンカーへの電源供給などの自主事業を実施する場合、管理棟の電気・水道メーターが1系統である場合、自主事業分の光熱水費やごみ処理費用はどのような基準（面積按分、売上按分、子メーター設置等）で区分・精算すべきでしょうか。（仕様書 6(8)ア、6(10)）	実施内容に応じた適切な区分方法を市と指定管理者で協議することとなります。一般的には子メーターやごみ袋の分別等で区分可能なものは、指定管理者の費用負担で機器を設置、分別等の区分を行うことが想定されます。	
39	02_仕様書	17	7　追加提案	釣り大会・イベントや課外授業などの団体・貸切利用について、当日は一般客の定員を調整して専用スペースを確保する形になりますが、貴市と協議のうえ開催可否を決定するという認識でよいでしょうか。また、参加費を徴収する自主事業として開催する場合、通常の施設利用料金（入園料）は別途徴収すべきか、参加費に利用料金を含める形（利用料金収入として計上）でも認められるかご教示ください。（仕様書 1(4)ア、4(2)、7）	前段部分についてはお見込みのとおりです。 後段部分については、市と指定管理者と協議の上、別途徴収・参加費に含める形のどちらも可能ですが、経理上施設の利用料金（入園料）に係る部分と自主事業に係る部分の料金の仕訳が必要になると考えています。	
40	02_仕様書	17	7　追加提案	施設全域を貸し切り利用する場合も、事前の周知方法を含め、貴市と協議のうえ開催可否を決定するという認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりですが、施設全域の貸し切り利用については、施設の公平利用の担保の観点から、目的や施設の運営方法、貸し切り区域や時間の設定等について市と指定管理者での慎重な協議が必要になると考えています。	
41	02_仕様書	18	8　その他	自動販売機の電気代について、独自に子メーターを取り付ける予定でしょうか。また、設置事業者から電気代等の負担金を受領することは可能ですか。（仕様書 8(3)）	飲料の自動販売機設置については、市が公募の上設置することとしており、指定管理者がすることはできません。 飲料以外の自動販売機については、自主事業として、指定管理者が市へ目的外使用許可申請し、目的外使用料を納付したうえで自動販売機を設置します。なお、設置に係る費用（電気使用量を把握するための子メーターの設置等を含む）は指定管理者の負担となります。	
42	02_仕様書	18	8　その他	食料やエサ等の販売を見据え、自動販売機の増設は可能でしょうか。可能な場合、設置事業者の選定方法は貴市との協議になりますか。また、指定管理者や関係事業者が応募・設置することも可能ですか。（仕様書 8(3)）	飲料以外の自動販売機の設置（増設）は、自主事業として、指定管理者が市へ目的外使用許可申請し、目的外使用料を納付したうえで可能です。その際の設置事業者の選定方法は、ご提案の上市と協議となります。また、指定管理者や関係事業者が、市が貸付により直接実施する自動販売機設置事業者の募集に応募することは可能です。	
43	02_仕様書	18	8　その他	「自動販売機の設置については市が貸付により直接行うこととしその貸付料は市の収入とする」と記載されていますが、自動販売機（主に飲料）の設置につきましては市が行われるということでしょうか、自動販売機の売上料は指定管理者の収入となるのでしょうか、また指定管理者の自主事業となるのでしょうか。	飲料の自動販売機設置については、市が事業者を募集、落札した事業者が設置し、売上の一定割合を市へ納付します（割合は、見積合わせにて決定します）。なお、当該自動販売機の売上額の５％に相当する金額を、維持管理費負担額（自動販売機利用者による苦情や雑務（つり銭切れ、両替、商品の誤購入、自動販売機のつまり等への対応）に一時的に対応している業務対価）として自動販売機設置事業者より指定管理者へ納付することとしています。 また、飲料以外の自動販売機設置については、指定管理者の自主事業として実施していただくことを想定しています。そのため、当該自動販売機の売り上げは指定管理者の収入となります。	

番号	区分	ページ	項目	質問事項	回答	備考
44	02_仕様書	21	別表１　設備一覧	管理棟の電気設備について、受電方式（高圧・低圧の別）および設置予定の主な設備を教えてください。（仕様書 別表1）	電気設備の図面を提供します。	電気工事図面提供
45	02_仕様書	21	別表１　設備一覧	管理棟の消防用設備の詳細（消火器の本数、自動火災報知設備・誘導灯の有無）を教えてください。（仕様書 別表1）	消防用設備については、市が備品として設置しているものはありません。ただし、指定管理者の判断で消火器を設置する際には、必要となる消防用設備点検は指定管理者の負担と責任で実施していただくこととなります。 なお、防火管理者については、本施設の規模から設置の対象外であり、所轄の港北消防署に確認済みです。	
46	02_仕様書	22	別表２　静岡市備品一覧	放送設備はどこに設置されているのか。	海づり公園西側の電柱に設置予定です。操作及び通話は管理棟内から可能で、桟橋先端まで音声が十分に届く出力のものとしています。	
47	02_仕様書	22	別表２　静岡市備品一覧	建築工事および別表2「静岡市備品一覧」以外に、貴市が設置する備品があれば教えてください。また、事務机・椅子・ロッカー・レジ・PC等はすべて指定管理者の負担で用意する必要があるという認識でよろしいでしょうか。（仕様書 4(10)、別表2）	別表2「静岡市備品一覧」以外に、市が設置する備品はありません。別表２以外の備品が必要な場合には、すべて指定管理者の負担となります。	
48	02_仕様書	22	別表２　静岡市備品一覧	救助備品として「救助ボート」の設置はありますでしょうか？	ありません。	
49	02_仕様書	24	別紙１　施設図面	③施設平面図に管理棟の図面が記載されており、各居室の名称（事務所、店舗、倉庫、トイレ）が記載されているが、記載のとおりの使い方をする必要があるか。	・各居室の名称は施設利用のイメージであり、指定管理者が実施する事業内容に応じて変更、ご提案下さい。ただ、トイレの位置は変更できません。また、図面に記載している什器等は参考であり、市が提供する備品ではありません。備品については、仕様書別表２「静岡市備品一覧」をご参照ください。なお、事務所の位置は、入退場管理の観点から記載の位置とすることが望ましいと考えています。 ・有料・無料ゾーンの区分についても、明確な規定はありません。どの位置から有料ゾーンとするか、屋上展望スペースの利用方法を含めた管理棟内外の利用形態・内容をご検討いただき、ご提案下さい。	
50	02_仕様書	24	別紙１　施設図面	管理棟の完成イメージパースがあればご提供いただきたい。	パースは作成していませんが、立面と屋上の展望スペースが分かる立面図・平面図を提供します。	建築孤児図面（立面図）提供
51	02_仕様書	24	別紙１　施設図面	管理棟内のコンセント位置をご提示いただきたい。	参考となる図面を提供します。なお、③施設平面図の管理棟図面中、参考記載している什器の位置には、対応するコンセントを設置しています。また、事務所と店舗には空調機を設置しています。	電気工事図面提供
52	02_仕様書	24	別紙１　施設図面	桟橋内の柵や水栓など、塩害が想定される設備の耐用年数（目安）を教えてください。	施設の設計供用年数は50年で設計しています。	
53	02_仕様書	24	別紙１　施設図面	トイレにはウォシュレットが設置されていますか。また、排水処理方式および下水道使用料の有無を教えてください。	トイレは温水便座洗浄機を設置予定です。また、排水処理方式は浄化槽方式としており、下水道使用料は発生しません。	
54	02_仕様書	24	別紙１　施設図面	管理棟および桟橋の給排水設備について、それぞれの口径を教えてください。また、メーターは独立していますか。	給水設備については ・給水管口径：管理棟はΦ25mm、桟橋側はΦ20mm ・メーター：管路が桟橋側と管理棟側に分岐していますが、独立しておらず、両側で１つのメーター 排水設備については、 ・桟橋側は設置していません。 ・管理棟側は、排水処理方式を浄化槽方式としており、口径については把握していません。	
55	02_仕様書	24	別紙１　施設図面	通信回線を引き込む予定はありますか。引き込む場合、使用料はどちらの負担になりますか。また、指定管理者が独自に通信回線を引き込む場合、建物内に配管は整備されていますか。	通信回線を引き込む予定はありません。引き込む場合の初期投資・管理費等すべての費用は指定管理者の負担となります。建物内に配管はありません。	
56	99_その他	-	その他	桟橋海中部分の鋼管杭に設置している防食装置の耐久性はどの程度か。定期的に交換する必要があるのではないか。	長期間耐久性が保たれるよう設計・施行しており、今回の指定管理期間内には交換不要となっています。	
57	99_その他	-	その他	静岡市または静岡県が、本施設を利用して大規模なイベントや事業を実施する予定はありますか。	現時点では予定はありませんが、仕様書P18「８（４）市主催事業への協力」にある通り、市の施策・事業等で施設の使用が必要となる場合は、御協力をお願いします。	